

生活困窮者就労訓練事業の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 就労訓練事業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生活困窮者就労訓練事業認定申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。ただし、申請者が社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合その他の法律に基づく監督を受ける法人である場合は、第1号、第2号及び第4号の書類の添付を要しない。

- (1) 平面図や写真等の事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図等の事業の運営体制に関する書類（別記参考様式参照）、貸借対照表や収支計算書等の法人の財政的基盤に関する書類
- (2) 就労訓練事業を行う者の役員名簿
- (3) 誓約書（別記第2号様式）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請書及び書類（以下「申請書等」という。）は、申請者が京都府内（京都市を除く。）に所在する複数の事業所の認定を受けようとする場合においては、当該複数の事業所の申請書等を一括して提出することができる。

3 知事は、審査に当たって必要があるときは、申請者又は関係者に対し、報告又は関係書類の提出若しくは提示を求め、又は質問することができる。

4 福祉事務所設置自治体の長は、省令第20条第3項の規定により申請書等を知事に送付する場合において、申請者の所轄庁が当該長であるときは、申請に対する意見を附して送付するものとする。

(認定通知書等の交付)

第3条 法第16条第2項に規定する就労訓練事業の認定は、生活困窮者就労訓練事業認定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとし、不認定のときは、生活困窮者就労訓練事業不認定通知書（別記第4号様式）により申請者にその旨通知するものとする。

(事業の変更)

第4条 省令第22条に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）における事項の変更に係る届出は、省令第22条第1号又は第3号から第5号までに掲げる事項の変更に係るものにあつては、認定生活困窮者就労訓練事業変更届（別記第5号様式）によるものとし、省令第22条第2号に掲げる事項の変更に係るものにあつては、認定生活困窮者就労訓練事業変更届（別記第6号様式）によるものとする。

とする。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(事業の廃止)

第5条 省令第23条に規定する認定就労訓練事業の廃止に係る届出は、生活困窮者就労訓練事業廃止届(別記第7号様式)によるものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(報告徴収)

第6条 法第21条第2項に規定による認定就労訓練事業に関する報告の徴収は、報告徴収書(別記第8号様式)によるものとする。

(認定の取消し)

第7条 法第16条第3項に規定する認定就労訓練事業の取消しは、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書(別記第9号様式)によるものとする。

(認定情報の登録等及び情報提供)

第8条 知事は、就労訓練事業について法第16条第2項の規定による認定を行ったときは、生活困窮者就労訓練事業登録台帳(別記第10号様式。以下「台帳」という。)に申請書の内容について記載(以下「登録」という。)をし、登録した認定情報を福祉事務所設置自治体に提供する。

2 認定就労訓練事業について、省令第22条に規定する変更、省令第23条に規定する廃止及び法第16条第3項の規定による認定取消しを行ったときは、台帳に登録した認定情報を変更し、又は削除し、その旨を福祉事務所設置自治体に通知する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月29日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。